

ロボティック・シンポジウム

「発展する無人機の可能性と国際動向」

2013年11月8日(金)・東京ビックサイト会議棟

＜第3部＞

軍事用無人機の国際的な制度と規範形成のトレンド

「致死性自律型ロボットの国際法規制に関する新動向」

京都産業大学法学部教授 岩本誠吾

1. 定義問題

致死性自律型ロボット(**Lethal Autonomous Robotics, LARs**)

・完全自律型兵器(**full autonomous weapon**)とは、何か？

米国防省指令3000.09(21 November 2012)によれば、
「一旦起動(activated)すれば、人間のオペレーターによる
更なる介入がなくとも標的を選択し攻撃することができる」もの

NGO「Human Rights Watch, HRW」の区分によれば、

- ・human **in** the loop weapon (人間が輪の中にある兵器)
- ・human **on** the loop weapon (人間が輪の上にある兵器)
- ・human **out of** the Loop weapon (人間が輪の外にある兵器)

2. ロボット兵器の現状

- 路肩爆弾 (IED) の爆破処理用の Bombot (爆弾ロボット)
特殊兵器監視偵察探知システム (SWORDS)
移動式無人警戒システム (MDARS)
- イスラエルの歩哨技術システム (Sentry Tech System)
無人偵察車両 (Guardium, UGV)
- 韓国の無人監視装置 (SGR-1) (非武装地帯に配備中)
- 米海軍の MK15 Phalanx 接近防空システム (CIWS)
X47B (空母での発艦・着艦成功)
米陸軍の対ロケット・野戦砲・迫撃砲システム (C-RAM)
- イスラエルの Iron Dome (C-RAM), Harpy (UCAV)
- 英国の Taranis (開発中のUCAV)

3. ロボット兵器規制の動き

- 1)2007年8月にロボット学者Noel Sharkeyが懸念表明
- 2)2009年9月にNGO「ロボット軍備管理国際委員会」設立
- 3)2010年8月23日、国連人権理事会特別報告者の「フィリップ・オールストン報告」は国際会議の招集を勧告
- 4)2012年11月19日、**HRW報告**『失われつつある人間性』発表
- 5)2012年11月21日、**米国防省指令** Directive 3000.09公布
- 6)2013年4月9日、国連人権理事会特別報告者の「クリストフ・ヘインズ報告」はLARsの研究・開発のモラトリアムを勧告
- 7)4月23日、NGO「殺人口ロボット阻止キャンペーン」発足
- 8)5月30日、**国連人権理事会**で22か国がLARsを初議論
- 9)7月26日、軍縮問題諮問委員会が国連事務総長に勧告
- 10)10月、**国連総会第1委員会**で16か国がLARsに言及
- 11)11月14・15日、**CCW締約国会議**で次年度計画の議論予定

4. 国際人道法上の論点

1) 兵器自体が合法か否か？

無差別的効果の兵器か、不必要な苦痛を与える兵器か？

合法的標的を指向できない無差別的兵器禁止と

区別可能な兵器の無差別的な方法での使用禁止は別

(不正確なスカッドミサイルでも、投入場所により区別可能)

人間の意図を認識不能⇔感受性によらず攻撃、誤射もあり

感情なく抑制要因がない⇔ルワンダ等の虐殺(本性の解放)

兵器審査(国内における兵器の国際法審査義務)

LARs自体が不法というよりも、その使用方法が法的問題

2) 兵器の使用方法が合法か否か？

- * **区別原則** (戦闘員と文民、軍事目標と民用物) が可能か？
「敵対行為への直接参加」の文民は攻撃対象
現代は 非対称戦、市街戦、対テロ戦で区別不能との主張
⇔ センサー(判断能力)の技術的向上、センサーとの連携
発砲まで反撃を控える戦術を採用することが可能

- * **比例原則** (軍事的利益と付随的損害) の判断が可能か？
過度性をどう判断するのか？
⇔ すでに、「付随的被害見積り法 (CDEM)」がある
LARsは、状況・変化による軍事的利益を測定可能か？
⇔ 最大限の付随的損害の敷居を決めて、それを超える
状況にLARsを投入しなければ、比例性問題は生じない

人間以上のことを機械に求めることは、不適切である

* **予防原則** (実行可能な予防措置をとる義務)

(軍事目標の確認、戦闘手段の選択、安全装置の装着)

LARsは比例性・実行可能性の主観的判断が無理との主張

⇔ LARsの開発、投入の場面選択、戦場への実戦配備、

戦場での起動時に人間の主観的判断が介入している

人間が「輪の外にいる」との表現は、誤解を招く

* **マルテンス条項** (人道の法則・公共良心により兵器評価)

⇔ 本項は法の欠缺に対応する安全装置で適用場面ない

* **国際責任** (誰がLARsによる戦争犯罪の責任を負うのか)

⇔ LARs使用を許可・命令・運用した者に国際法責任あり

5. 国際人道法以外の論点

1) 運用上の問題点

- ・攻撃側の人的被害の減少化
⇒ 敵対行為に対する**敷居の低下** ⇒ 武力紛争の**常態化**
- ・被攻撃側の被害増大化
⇒ 人命尊重と人命軽視 ⇒ **人命の格差拡大**

2) 倫理上の問題点

- ・そもそも機械が人間の生死を決定していいのか？

* 2013年5月米国でのアンケート(マサチューセッツ大学)
完全自律型兵器の開発傾向に、反対55%、賛成26%
(現役軍人では、反対73%、賛成20%)

6.LARsの法規制に関する国際的議論に向けて

* 事後的アプローチか、先制的アプローチか？

帰還不能点 (point of no return) に至るまでか？

* 国際会議の招集か、開発・生産・使用のモラトリアムか、使用規制か、兵器自体の包括的(開発・生産・使用)禁止か？

* 人権機構の枠内か、通常兵器条約(CCW)の枠内か？

人権機構⇒国連総会⇒CCW⇒条約⇒有志連合⇒条約

⇒有志連合⇒条約

まずは、**国際法及び国際法以外の論点を含めて**

LARsの実態の共通理解を深めるための国際会議の必要性